

事業主の皆様へ

こども・子育て
世帯を応援！



拡充される給付の例

1

児童手当
の拡充

2

妊婦の
ための
支援給付

3

出生後
休業支援
給付

4

育児時短
就業給付

5

こども
誰でも
通園制度

6

育児期間中
の国民年金
保険料免除

- 近年、少子化・人口減少の進行が加速していることを踏まえ、政府は令和5年12月にこども未来戦略「加速化プラン」を策定しました。
- 「加速化プラン」による取組を通じて、若い世代が希望どおり結婚し、希望する誰もがこどもを持ち、安心して子育てできる社会、こどもたちが笑顔で暮らせる社会の実現を目指しています。



子ども・子育て支援金については、裏面に詳細があります。

児童手当の拡充や妊婦のための支援給付など
こども・子育て支援の拡充が既に始まっています。
給付の拡充には、令和8年度から始まる
子ども・子育て支援金が充てられます。

子ども・子育て支援金の保険料(令和8年度)

令和8年4月保険料(5月に給与天引き)より支援金を拠出いただきます。

※ 医療保険の保険料とあわせて徴収します。

子ども・子育て支援金に係る保険料率(支援金率)は0.23%です。

※ 支援金額(月額)は、標準報酬月額×支援金率になります。

※ 基本的に支援金額の半分を企業のみなさまに拠出いただきます。

※ 賞与からも支援金を拠出いただきます(標準賞与×支援金率)。

もっと知りたい!

子ども・子育て支援金制度 Q&A

Q 「子ども・子育て支援金制度」って?

A 全ての世代や企業のみなさまから支援金を拠出いただき、子育て施策の拡充に充てるもので、こどもや子育て世帯を社会全体で支える制度です。

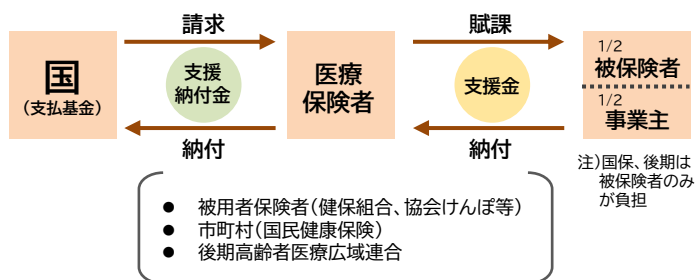
Q どうして「支援金制度」が必要なの?

A 近年、少子化・人口減少の進行が加速していることから、政府は令和5年12月にこども未来戦略「加速化プラン」を策定し、総額3.6兆円のこども・子育て支援の拡充を実施することを決めました。支援金制度はこれを支える財源の一部です。

Q どうして企業も負担するの?

A 企業の皆様には、将来の労働力の維持・確保等の観点から、1970年代より児童手当のために拠出をいただき、その後拠出金の使途を拡大する中で、追加的な負担をお願いしてまいりました。政府は「加速化プラン」により少子化対策を一層強化することとしていることから、それを支える支援金制度は、企業のみなさまを含めた社会・経済の参加者全員で支え合う仕組みとしています。

支援金の徴収の流れ



Q 給与明細で分けて記載しないといけないの?

A 保険料額の内訳として支援金額を示すことは法令上の義務ではありませんが、本制度が社会全体でこどもや子育て世帯を応援する趣旨であることを踏まえて、給与明細にその内訳を記載する取組についてご理解・ご協力をお願いします。

Q 給与だけでなく賞与にも支援金がかかるの?

A 賞与からも支援金を拠出いただきます。これは、健康保険制度や厚生年金保険制度と同様です。

Q 育休期間中や産休期間中は支援金が免除されるの?

A 企業の従業員については、医療保険料や厚生年金保険料と同様に支援金も免除されます。

Q 海外赴任中は支援金を払う必要があるの?

A 海外赴任中であっても、日本の健康保険制度に加入されている方については、医療保険料や厚生年金保険料と同様に支援金も拠出いただきます。

こどもまんなか
こども家庭庁

こども家庭庁ホームページ
「子ども・子育て支援金
制度について」



こども家庭庁公式note
「最近話題の「子ども・子育て
支援金制度」について」

